

JU ショップの皆様へ

JU協会が実施している封印取付け業務は道路運送車両法に基づき運輸支局長から受託した公益的な事業です。

JUショップの皆様におかれましてはJUが定めたルールに基づき封印取付け業務の適正運用をお願いします。

1 車台番号・車検証・ナンバープレートの同一性を厳重に確認の上、封印を取付けてください。

特に、複数の自動車にナンバープレートを取付けるときは、間違えてナンバープレートを取付けてしまう恐れがあります。道路運送車両法の趣旨からいっても、ナンバープレートの取付け間違いは絶対にあってはならないことです。

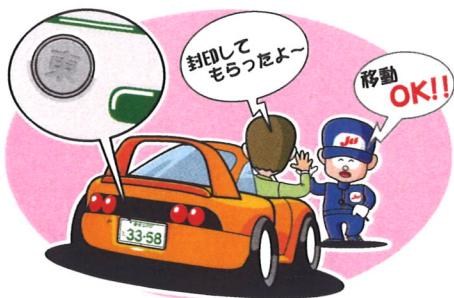
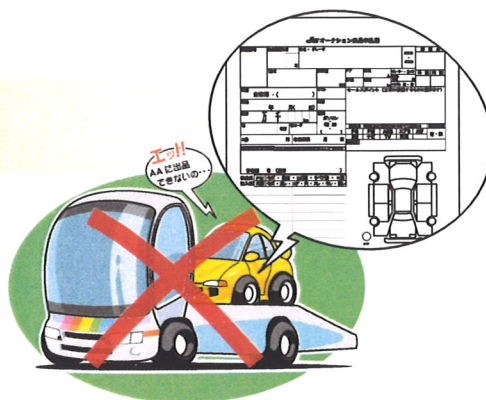


2 JU協会に封印取付け業務の申込みを行ったら、当該自動車は新ナンバープレート・封印の取付けが完了するまで、あらかじめ届け出た展示場から移動することはできません。

JU協会にナンバープレート・車検証などの登録手続きに必要なものを引渡した時点で、当該自動車を移動することはできません。JUの封印取付け業務では、あらかじめ届け出た展示場において、新ナンバープレート・封印を取付けることが義務付けられています。当該自動車は、回送運行ナンバーによる運行も禁じられています。

3 JU協会に封印取付け業務を申込中の自動車はオークションに出品することはできません。

2のとおり、新ナンバープレート・封印の取付けが完了するまで当該自動車を移動することはできません。特に、JU協会から受け取った新ナンバープレートや封印をオークション会場で取付ける行為や、落札店に新ナンバープレートや封印を引き渡す行為は、JUが実施している封印取付け業務においては、固く禁じられています。



4 抹消する予定の自動車であっても、JU協会から受け取った新ナンバープレートや封印は必ず当該自動車に取付けてください。

JUの封印取付け業務は、新ナンバープレート・封印を自動車に取付けることを目的としています。抹消に伴いナンバープレートを運輸支局に返納する予定の自動車であっても、JU協会から受け取った新ナンバープレート・封印は必ず取付けてください。

以上の4点を必ず遵守してください。
遵守いただけない場合は、行政からの指導により、JUの封印取付け業務を利用することはできません。

